(制度名 旅行業協会の行う事務)

(観光庁観光産業課)

1. 制度の概要

旅行業協会は

- ・旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等の取り扱った旅行業務に対する苦情の解決
- 旅行業務の取扱いに従事する者に対する研修
- ・旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする 旅行業者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によって生じた債権に 関し弁済をする業務
- ・旅行業務の適切な運営を確保するための旅行業者等に対する指導
- ・旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業及び旅行業者代理業の健全な 発達を図るための調査、研究及び広報

を行うものである(旅行業法第22条の3)。

2. 指定、登録等の基準

〇旅行業法(昭和27年法律第239号) (指定)

- 第二十二条の二 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。
 - ー 申請者が一般社団法人であること。
 - 二 申請者が旅行業者等のみを社員とするものであること。
 - 三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第二十二条の四の規定に適合するものであること。
 - 四 申請者が第二十二条の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その 取消しの日から五年を経過していない者でないこと。
 - 五 申請者の役員のうちに第六条第一項第一号から第三号まで又は第五号の 一に該当する者がないこと。

2~4 (略)

〇旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)

(旅行業協会の指定の申請)

第四十二条 法第二十二条の二第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 社員である旅行業者等の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日を 記載した書類
 - 四 役員の名簿及び履歴書
 - 五 法第二十二条の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - 六 最近の事業年度における事業報告書及び収支決算書
 - 七 法第二十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人日本旅行	昭和47年4月	東京都千代田区霞が	旅行業法第22条の2第
業協会 (JATA)		関3-3-3 全日	1項の要件を満たしてい
		通霞ヶ関ビル3階	ると認められたため。
		03-3592-1271	
社団法人全国旅行	昭和47年4月	東京都港区虎ノ門 4	
業協会 (ANTA)		-1-20 田中山	
		ビル	
		03-5401-3600	

- 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答特になし
- 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
①総合旅行業務取扱管理者	
試験	

手数料額 6,500円	1,812円(人件費)+4,776円(物件費) ≒6,500円
 ②総合旅行業務取扱管理者	
研修	
受講料(JATA 正会員)	
31, 500円	7,030円(人件費)+ 24,472円(物件費)≒ 31,500円
受講料(JATA 協力会員)	
34, 650円	7,030 円(人件費)+ 27,622 円(物件費)≒ 34,500 円
受講料(JATA 非会員)	
37, 800円	7,030円(人件費)+ 30,772円(物件費)≒ 37,800円
 ③国内旅行業務取扱管理者	
試験	
手数料額 5,800円	637円(人件費)+5,238円(物件費) ≒5,800円
4国内旅行業務取扱管理者	
研修	
手数料額	
受講料(ANTA 正会員)	9 5 0 5 四 (
24, 500円 受講料(ANTA 非会員)	2,565 円(人件費)+ 21,935 円(物件費)= 24,500
32,000円	 2,565 円(人件費)+ 29,435 円(物件費)= 32,000
,,,	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成21年7月1 日現在)

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定。